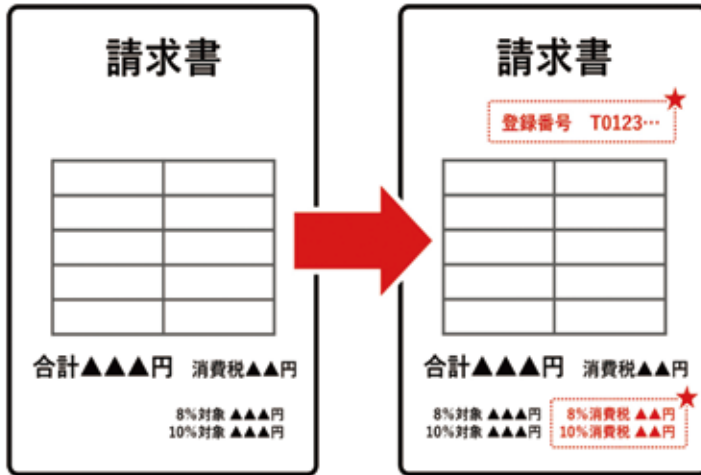
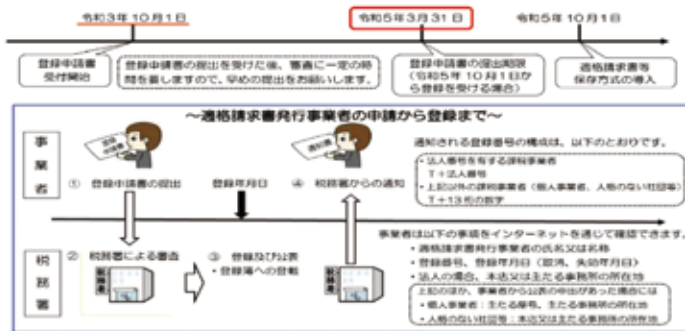


# 令和5年10月1日 消費税インボイス制度が始まります ～事前準備は進んでいますか？～



インボイスとは？  
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。  
具体的には、現行の請求書に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



事業者登録の申請  
インボイスを発行する為には「適格請求書発行事業者」となる必要があります。適格請求書発行事業者となるには事前に登録申請を行う必要があります。原則、令和5年3月31日までの登録申請ですが、令和5年9月30日まで登録期間が延長となりました。

## インボイス制度！登録申請期限！



登録申請期限は3月31日から、**9月30日**に延長になりました！

**注意！** 免税事業者は適格請求書発行事業者になれない為、消費税の課税事業者を選択した上で登録申請をする必要があります。

免税事業者を維持する場合の想定されるデメリット  
免税事業者は適格請求書の発行が出来ない為、取引価格の値下げや取引を中止される可能性があります。